

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

(2023年度)

住 所 札幌市厚別区厚別中央1条1丁目1番25

事業者名 札幌交通株式会社
代表者名 (代表取締役 川村 晃司)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- ① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデザインタクシー	31台のユニバーサルデザインタクシーを導入する。	UDタクシーを3台導入した。

- ② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検	道路運送車両法に基づく定期点検（3ヶ月点検、継続検査）と同時に保守点検・修理を実施する。	実施している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	ユニバーサルドライバーを増員するために研修を受講させる。	前年より20名のUDドライバーを増員した。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
IVR自動音声配車システムエリアの拡大	無線配車の受注を速やかに行うため、IVR自動音声配車システムのエリアを拡大し、効率化を図る。	IVRシステムの周知に努めた

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の訓練	順次乗務員に対し、ユニバーサルドライバー研修を行い、高齢者・障がい者等に円滑に対応できるドライバーの育成教育を行う。	研修を受講したドライバーは数名程度だった

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	5	5	2			
年度末車両数	8	8	5			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第9号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. IIIについて、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講すべき措置の実施状況

高齢者・障がい者等が利用しやすい車両を手配できるよう努力している。→実施している。

高齢者割引（HK65割引）の周知を行い、より多くの高齢者がタクシーを利用できるよう努める
→実施している。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表。

(4) その他

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 17日

住 所 札幌市厚別区厚別中央1条1丁目
1番25号
事業者名 札幌交通株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役
川村 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項
ユニバーサルデザインタクシーを計画的に導入する。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
乗務員に新たにユニバーサルドライバー研修を受講させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	31台のユニバーサルデザインタクシーを導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検	道路運送車両法に基づく定期点検（3カ月点検、継続検査）と同時に保守点検・修理を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務社員の配置	ユニバーサルドライバーを増員するために研修を受講させる。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
I V R 自動音声配車システムエリアの拡大	無線配車の受注を速やかに行うため、I V R 自動音声配車システムのエリアを拡大し、効率化を図る。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の訓練	順次乗務員に対し、ユニバーサルドライバー研修を行い、高齢者・障がい者等に円滑に対応できるドライバーの育成教育を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ	自社ホームページでの周知

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ユニバーサルデザイン車両を希望されるお客様からの注文を積極的に受注できるよう取り組む。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表

VI その他計画に関する事項

現状 37 名のユニバーサルドライバーを増員すべく、可能な限り研修を行うこととする

注 1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。